

美濃加茂市多文化共生推進プラン（案）

第1章 基本的な考え方

1. 目的

美濃加茂市に暮らすすべての人がまちに愛着を持ち、より住みやすいまちづくりを目指して参画の意識をもつことが、多文化共生の社会づくりには欠かせない。そのためには、外国人市民が急増したことにより地域が直面する生活の課題、教育の課題、就労の課題など、山積している課題に、行政はもとより外国人市民を雇用する企業をはじめ、学校関係者、地域社会、NPOなどが正確な情報を把握し共有するとともに、連携して課題に取り組んでいく必要がある。

日本人と外国人が対等な美濃加茂市民であるとの観点に立ち、誰もが安心して快適に生活できるよう、ここに多文化共生社会づくりを計画的かつ総合的に推進するため「美濃加茂市多文化共生推進プラン」（以下、「プラン」という）を策定する。

2. 位置付け

プランは、「美濃加茂市第4次総合計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取り組みを体系化する基本計画として策定するものである。また、美濃加茂市まちづくりの基本理念である美濃加茂市市民憲章を尊重するものとする。なお、プランの計画期間は、急速に変化する社会情勢に対応していくために平成25年度までの5年間とする。

3. 考え方

- (1) 美濃加茂市に暮らす外国人市民も、日本人市民と同様の地方自治法上の「住民」ととらえ、基本的には日本人と同等の行政サービスを受ける権利と義務を有するものと考ええる。
- (2) 日本人とともに外国人市民が積極的にコミュニケーションを図り、お互いに理

解し合うことが必要であり、地域社会での「共助」の関係を「市民協働」として築くことが重要であると考え。

(3) 平成18年3月に総務省が発表した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、「Ⅰ. コミュニケーション支援」、「Ⅱ. 生活支援」、「Ⅲ. 多文化共生の地域づくり」、「Ⅳ. 多文化共生推進体制の整備」について総合的・体系的に考える。

(4) 日本政府が昭和55年前後に批准、加入した「国際人権規約」と「難民の地位に関する条約」等における「外国人の人権尊重を重視する」ことが重要であると考え。

4. 策定の経緯

美濃加茂市では、市議会代表、地域の住民代表、ボランティア、市民団体、学校関係者、行政などが「美濃加茂市多文化共生推進プラン策定委員会」（以下、「委員会」という）を設けた。

平成19年7月14日、美濃加茂市長から委員会に諮問が行われ、委員会は、計10回の会議を開催して、協議を重ねた。

平成20年7月22日、委員会から市長へ「美濃加茂市多文化共生推進プランについて」答申が行なわれた。

* なお、便宜上、プランでは「日本人」と「外国人」という言葉を使うが、日本国籍を持っているが、外国で生まれ、日本語が全く話せない日本人や、日本で生まれてブラジルに一度も行ったことがないブラジル人など「日本人」と「外国人（日本人以外）」という二分法では、表現しきれない人の存在を忘れてはならない。

第2章 美濃加茂市の現状と課題

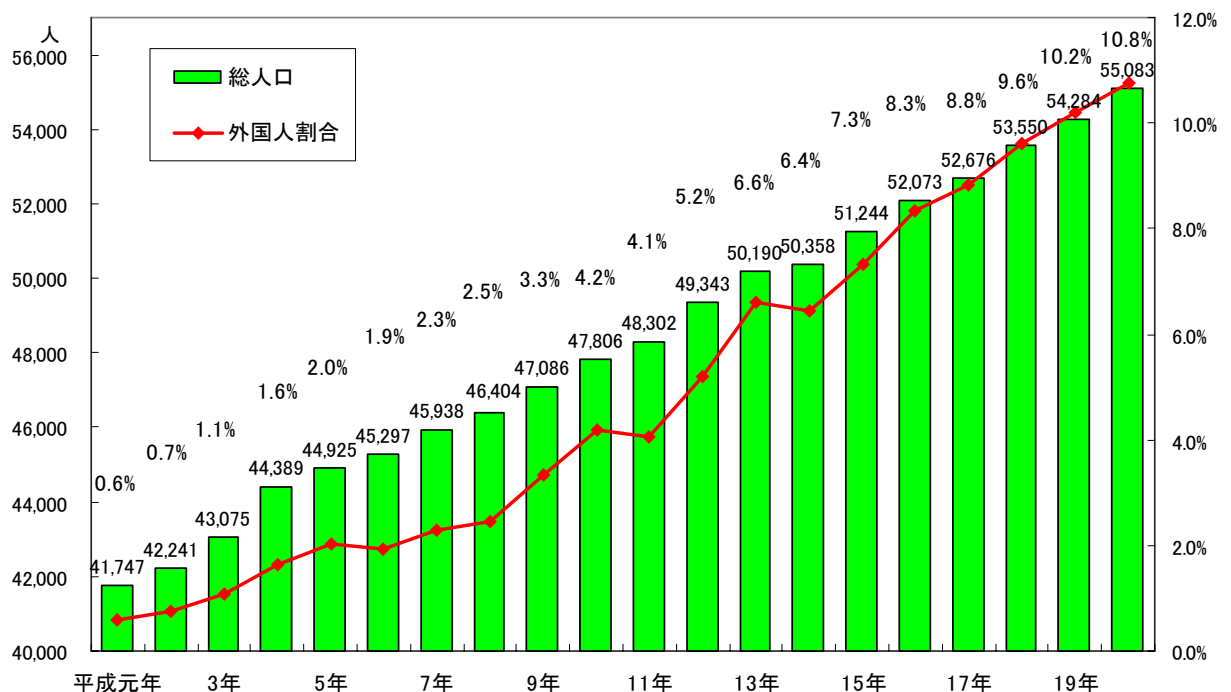
1. 外国人登録者の現状について

美濃加茂市における外国人登録者は平成2年には311人であった。しかし、同年に改正入管法が施行されると、外国人登録者は著しく増加することになった。

平成7年には1,000人を超え、平成10年には2,000人を、平成13年には3,000人を、平成16年には4,000人を、そして平成20年には6,000人（注、平成20年5月）を超えた。

その間、美濃加茂市の総人口に占める外国人登録者の割合は、平成2年には0.7%であったのが、平成20年には10.8%に至り（図表1）、全国の都市自治体のなかでは最も高い割合を示している。

図表1. 美濃加茂市の総人口の推移と総人口に占める外国人割合の推移（各年4月1日現在）

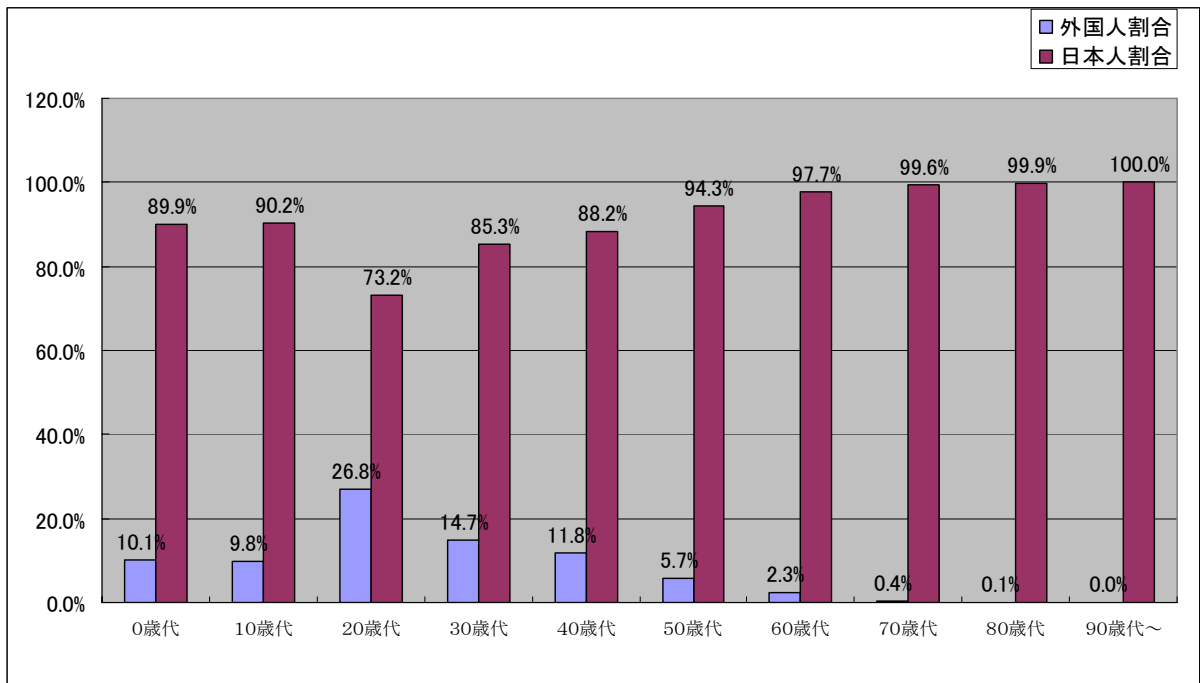


この背景は、前述の平成2年の入管法の改正によるところが大きい。この法改正により、国が日系人に限って、職種などの制限がない定住資格を与えたことにより、

高齢化による深刻な人手不足とともに、日本人が就業を好まない重労働分野、低賃金労働の分野で人手不足を補う形で日系人が多くなったと考えられる。

既に述べた通り、美濃加茂市における総人口に占める外国人登録者の割合は、平成20年4月現在では10.8%であるが、これを年代別で見ると、20代では26.8%、30代では14.7%となっている。また、逆に60代以降はほとんど登録がなく、少子高齢化の日本人の年代別の割合とは全く異なっている（図表2）。

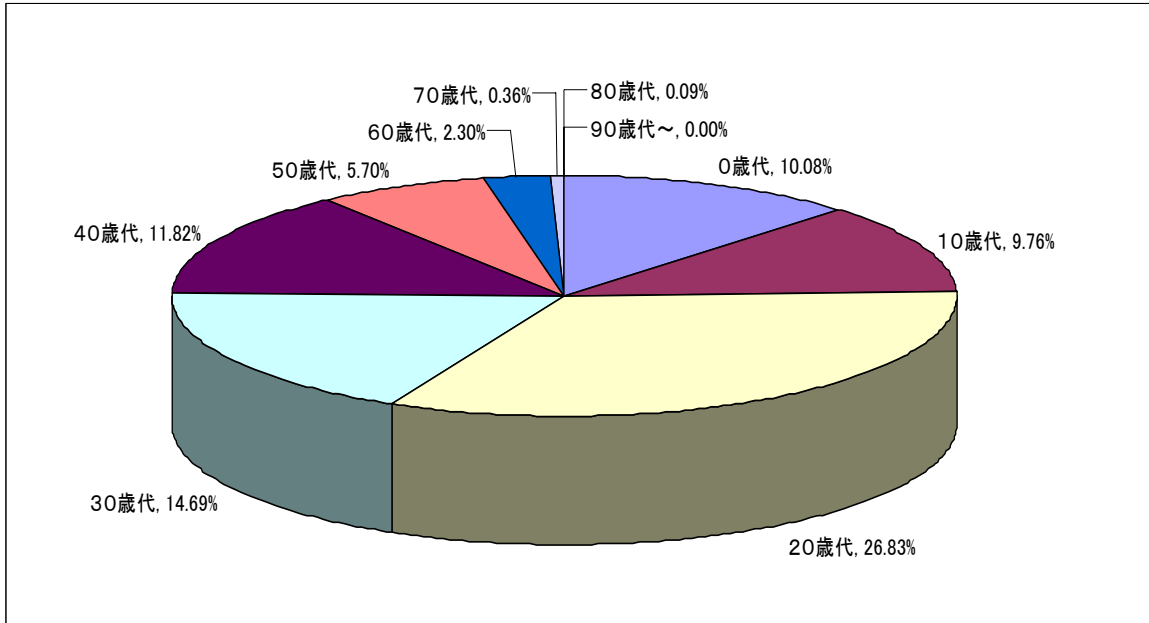
図表2. 美濃加茂市の年代別総人口に占める外国人割合（平成20年4月1日現在）



外国人の年代別の構成を見ると、外国人登録者のうち、20代から40代で、全体の70%を占めており、美濃加茂市の特徴として、働き手となる年齢の人口は、外国人登録者によって支えられていることがわかる（図表3）

ずひょう みのかもし がいこくじんとうろくしゃ ねんだいべつこうせい
 図表3. 美濃加茂市の外国人登録者の年代別構成

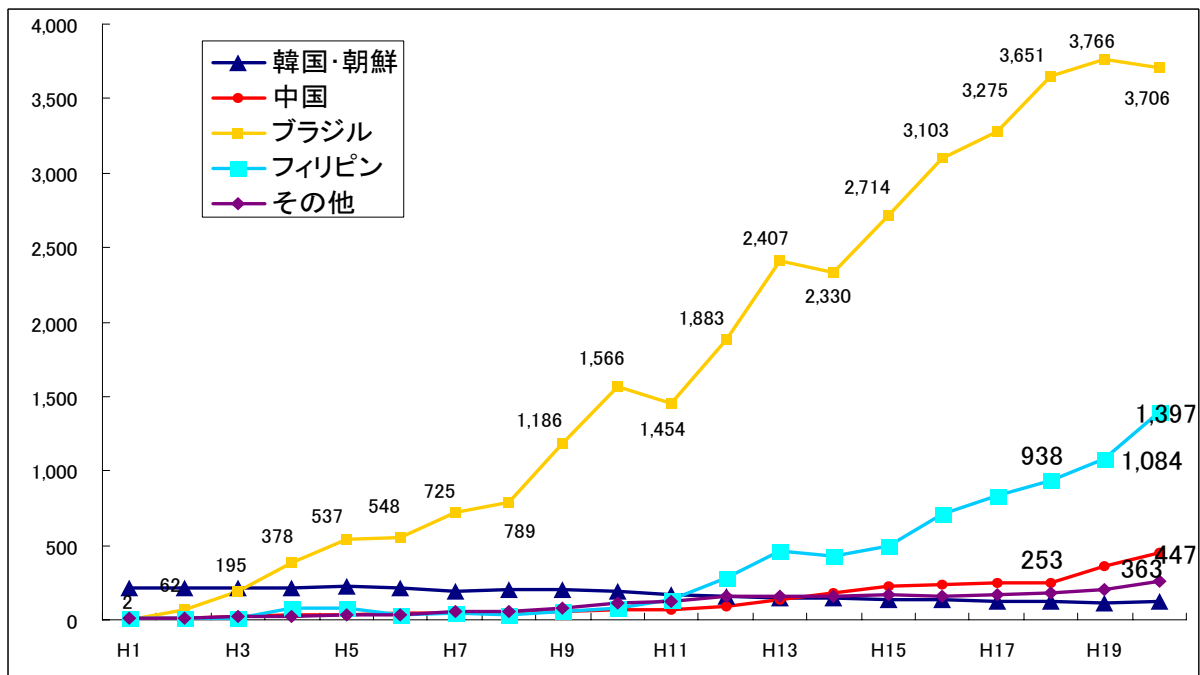
へいせい ねん がつ たちげんざい
 (平成20年4月1日現在)



みのかもし がいこくじんとうろくしゃ へいせい ねん がつ びげんざい こく こくせきしゃ い
 美濃加茂市の外国人登録者は、平成20年4月1日現在で36カ国の国籍者が居る。
 こくせきべつうちわけ
 国籍別内訳は、ブラジルが最も多く3,706人で全体の62.5%を占め、次いで
 フィリピンの1,397人23.6%、中国の447人7.5%となっている(図表
 4)。

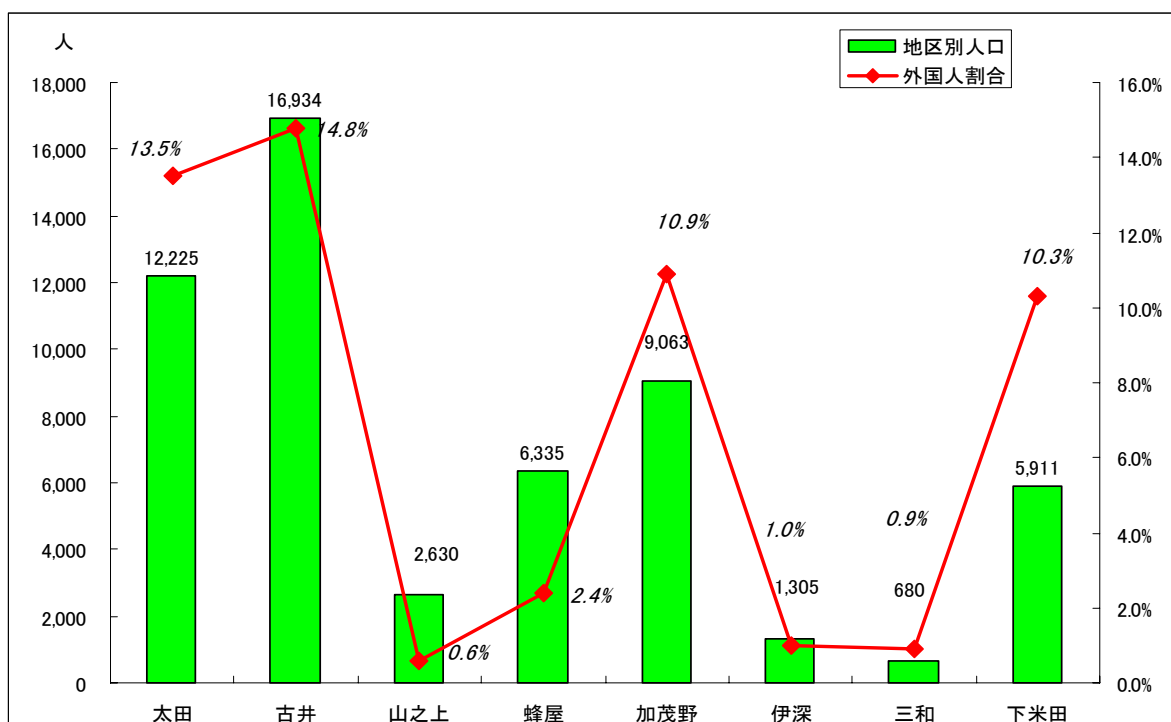
ずひょう みのかもし こくせきべつががいこくじんとうろくしゃすう すい
 図表4. 美濃加茂市の国籍別外国人登録者数の推移

まいねん がつ たちげんざい
 (毎年4月1日現在)



外国人登録者の地区別内訳をみると、古井地区で最も多く2,500人で、同地区総数の14.8%を占めている。次いで太田地区が1,652人で13.5%となっている。一方で伊深地区、三和地区は、ほぼ1.0%で、市内でも外国人の居住の状況には地区による差が大きいことがわかる（図表5）。

図表5. 美濃加茂市の地区別人口と外国人割合（平成20年4月1日現在）



在留資格別でみると、定住者が最も多く2,527人、永住者が1,933人、日本人の配偶者等が613人と続いている。ブラジル、フィリピン国籍者は定住者、永住者等が多い。中国籍者やフィリピン国籍者においては、研修、特定活動が近年増加傾向にあることが特徴である。（図表6）

図表6. 美濃加茂市の外国人登録者の在留資格(目的)別内訳

(平成20年7月17日現在)

	総数	割合	ブラジル	フィリピン	中国	韓国 朝鮮	その他
定住者	2,527	42.00	1,911	568	4	0	44
日本人の配偶者等	613	10.19	444	116	22	2	29
特別永住者	110	1.83	0	0	0	110	0
特定活動	327	5.44	0	115	184	0	28
永住者	1,933	32.13	1,372	467	23	4	67
研修	196	3.26	0	104	69	0	23
興行	7	0.11	0	5	2	0	0
留学	63	1.05	0	0	51	3	9
その他	240	3.99	47	91	58	1	43
合計	6,016	100	3,774	1,466	413	120	243

このような状況を考えると、美濃加茂市においては特にブラジル人を中心に、増加傾向にあるフィリピン国籍や中国籍の市民の存在を視野に入れながら多文化共生社会づくりのための施策を展開していくことが必要である。

ここで、留意すべき点がある。定住化が進む中、日本国籍を有しながらも、日本語力が不十分な人や、国際結婚により生まれた子どもの中には、日本で生まれて母国に行っていない外国籍の子どもが暮らしはじめていることである。

美濃加茂市には、さまざまな文化的背景を持つ人々が暮らししている。一人ひとりの異なる状況に対する配慮が必要である。

2. 外国人急増に対する現状と課題

さまざまな文化的背景を持つ外国人市民が市内に多く暮らしいることから、その現

状況をjょうし知るために次のような取り組みをおこなった。

(1) 策定委員会によるヒヤリング

委員会では、プラン(案)を策定するにあたり、教育や自治会の関係者、市民団体関係者と懇談会を開催して、現場からの聞き取りを行った。主な意見は、次の通りである。

【公立小中学校の日本語教室指導員との懇談会から】

- ・ 一番教えなければならぬのは、日本の文化と世界の文化の違い
- ・ 放課後以降の生活面での生活ルールの指導ができていない
- ・ はじめは日本語がわからなかった子どもが、日本語を理解できるようになり、今度はわからない子に教えるようになってきた
- ・ 学校に入る前に、日本の教育システムについての情報提供が必要
- ・ 保護者が日本に残るか帰国するのかわかりしなことが、子どもの進路・学習面の不安定につながっている
- ・ 母語によるあいさつは、交流のきっかけになる

【古井地区自治連合区長との懇談会から】

- ・ 外国人と自治会とのコミュニケーションはほとんどない
- ・ ごみの出し方は、徹底されていると思うが、分別方法が間違っている
- ・ 両親が住んでいる美濃加茂市に帰りたいが、生活習慣などが違う外国人が多く住んでおり不安で、実家に戻ることを躊躇している人がいると聞く
- ・ 外国人への支援体制が充実していることや通訳がいるので、外国人にとっては住みやすいのではないか
- ・ 古井地区で防災訓練を行ったとき、外国人も一緒に訓練に参加した記憶がある
- ・ 多言語でお知らせをだしている自治会もある
- ・ 自治会に加入し、一緒にやっというとする外国人も多い
- ・ 日本語やポルトガル語の講座を出前講座として自治会で開催したらどうか

【ブラジル友の会との懇談会から】

- ・ 日本に滞在しながら日本語を覚えようとしないうブラジル人も多い
- ・ 日本の公立学校へ通う子どもの保護者は、子どもが日本語しか話さなくなるので、日本語を覚えようと努力し始める
- ・ 保護者は将来ブラジルに帰りたいので、子どもに母語を学ばせたいと考えているが、外国人学校は授業料が高いため日本の学校へ行かせている。そのため子どもが母語を話さなくなるのが一番問題である
- ・ 夫婦の勤務シフトを変えて、できるだけ子どもとの時間をとるようにしている

(2) 市民意識調査

日本人市民が、外国人が増えてきていることをどのように感じているのか知るため、市が行った市民意識調査を参考とした。(調査期間：平成19年9月20日～10月15日)

市民意識調査の主な結果は、以下の通りである。

問1. 当市の外国人登録者数が総人口の1割以上を占めていますが、そのことについて、

あなたは、どのように思われますか

項目	割合
1. 1割以上占めていることも知っているし、多くの外国人が住んでいると実感している	62.2
2. 多くの外国人が住んでいることは実感しているが、1割以上占めることは知らなかった	33.2
3. 外国人は見かけるが、多くの方が住んでいるという実感はない	2.9
4. ほとんど外国人は見かけていないし、多いという実感もない	0.5
5. 未回答	1.2

問2. あなたは、在住外国人とどの程度のお付き合いがありますか

こ う 項 目	わ り 割 あ い 合
1. 親しく付き合っている人がいる	2.9
2. 時々話をする程度の人がある	10.2
3. あいさつをする程度の人がある	15.3
4. まったく言葉を交わさない	45.4
5. 周囲に外国人がいない	24.1
6. 未回答	2.1

問3. あなたは隣近所に在住外国人が増えることについてどう思いますか

こ う 項 目	わ り 割 あ い 合
1. よいことだと思う	1.3
2. 時代の流れだと受け入れている	36.4
3. 特に何も思わない	6.9
4. 不安である	48.6
5. その他	4.9
6. 未回答	1.9

問4. ともに暮らしやすい社会を築くために、あなたは在住外国人にどのようなことを期待しますか

こ う 項 目	わ り 割 あ い 合
1. 日本の法律、生活ルールや習慣を守ってほしい	57.0
2. 日本語や日本の文化を学んでほしい	18.8
3. 外国の言葉や文化を教えてほしい	5.6
4. 地域住民との交流や地域の活動に参加してほしい	15.2
5. その他	3.0
6. 未回答	0.4

問5. ともに暮らしやすい社会を築くために、日本人住民としてどのような取り組みが必要
とおもいますか

こ う 項 目	わり 割 あ い 合
1. 生活習慣や文化などの相互理解を深める	32.2
2. 地域のルールなどを情報提供する	29.8
3. あいさつや日常会話を にする	15.8
4. 地域の行事やイベントなどに外国人が参加しやすい環境づくりに つとめる	13.6
5. 外国語を理解できるように努める	3.4
6. その他	1.2
7. 未回答	4.0

問6. ともに暮らしやすい社会を築くために、行政はどのような取り組みに力を入れることが
大切だとおもいますか

こ う 項 目	わり 割 あ い 合
1. 日本人と外国人との交流の機会を提供する	13.4
2. 日本人に対し、外国文化や外国語学習の機会を提供する	4.4
3. 外国人が生活していく上での必要な情報提供を行い、各種相談 窓口の充実を図る	19.0
4. 外国人に対し、日本語や日本社会のルールなどの学習機会を 提供する	26.0
5. 外国人が市政に対して各種の提言してもらうよう機会を設ける	2.4
6. 外国人が地域社会(自治会、PTA等)に参画するよう働きかける	8.0
7. 外国人を雇用する企業に多文化共生への理解を求める	10.4
8. 日本人と外国人の双方に対して、「多文化共生」に関する意識 啓発を促進する	6.7
9. 日本人と外国人の双方に対して、「多文化共生」に関わる活動の 担い手の育成を図る	4.3
10. その他	1.8

11. 未回答	3.6
---------	-----

調査対象は無作為抽出による市内在住者1,500人。回収件数は753件（回収率50.2%）。尚、割合は小数点第2位以下を四捨五入して表示した。

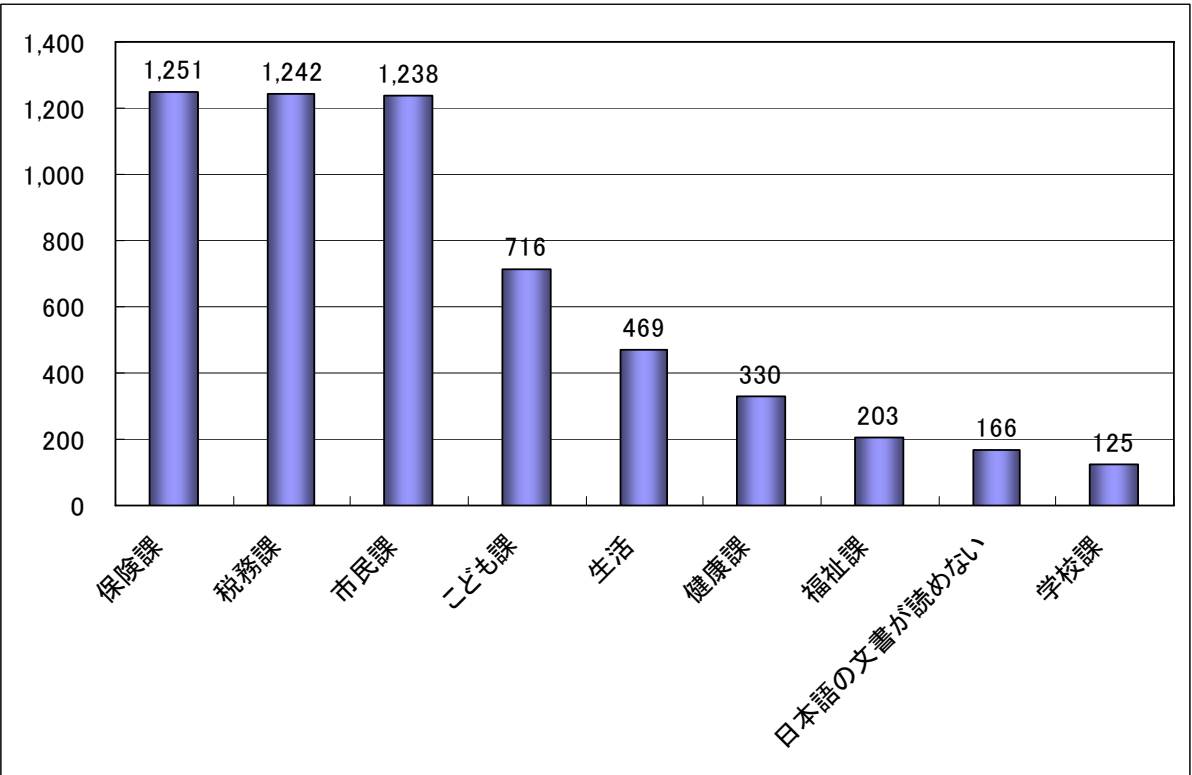
(3) 分野別の現状と課題

① 通訳、翻訳、相談業務と情報提供

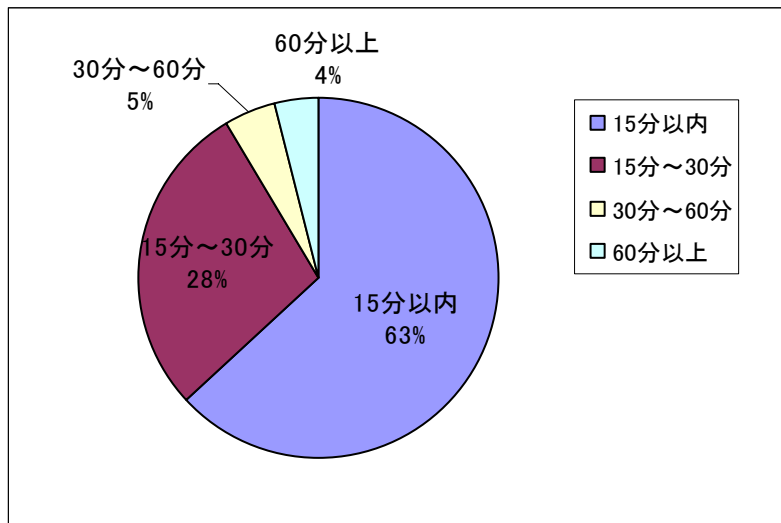
【現状】

美濃加茂市では、現在5名の国際交流員が、窓口等での通訳、公文書の翻訳、外国人市民の生活上の様々な相談業務にあたっている。年間の相談件数は平成19年度では、6,111件となり、中でも保険課の相談が一番多く1,251件、以下税務課が1,242件と続く。相談時間は、15分以内と30分以内が多く、全体の90%以上を占めている。（図表6-1及び6-2）。

図表6-1. 平成19年度美濃加茂市国際交流員通訳相談対応件数



図表6-2. 平成19年度美濃加茂市国際交流員通訳相談にかかる所要時間の割合



市からの情報発信として、ポルトガル語版の広報紙を月1回1,200部発行し、学校や市内の大手スーパー、外国人がよく利用する店舗などに設置し配布している。予防接種や検診の情報など生活に必要な情報と、日本の制度や習慣などの文化情報を紹介している。また、市のホームページではポルトガル語と英語による情報発信を行っている。

【課題】

5名の国際交流員により対応をしているが、通訳や相談の要望は増える一方である。もはや、国際交流員を増やすという対処療法的な解決策では限界があり、総合的かつ根本的な対応が必要である。

情報発信に関しては、知って欲しい人に確実に情報を届けるという点での課題が残る。ポルトガル語版広報紙やホームページ以外の伝達手段（エスニック・メディア、CATV等）についても検討が必要である。

②居住

【現状】

市内には、「下町住宅」など12団地の市営住宅があり、総入居戸数266戸のう

ち、29戸が外国人世帯（平成20年7月1日現在で混合世帯2世帯を含む）であり、人口割合とほぼ同じ比率である。しかし、古井地区では20%と高い比率となっている。民間のアパートの中にも外国人世帯が1棟全てを占めている所もある。人材派遣会社や、請負会社が住宅の確保までを雇用の条件としている場合があるためと考えられる。また、当初は数人の外国人が住んでいた所に、だんだん外国人が集まって住むようになる例もある。居住に関する相談は、それほど多くはないが、生活面での相談となると大変多い。

【課題】

現状では、住宅が見つからない等の相談は少ない。しかし、請負会社等が用意した住居にいる外国人市民は、雇用の状態が不安定な事もあり、仕事と住居とを同時に失うようなことが起こらないとも限らない。そのためにも、住居に関する広範な情報が得られる機会をつくることも重要となる。

③子育て・教育

【現状】

「みのかも教育21 FROM-0歳プラン」では、0歳から18歳までの子どもの育ちを一貫して見守っていきこうというロングスパンの視点を1つの柱としているが、外国人の子どもたちについては、どのような環境の中で育てているのか、把握ができていない部分が多い。

また、市内の保育園へ通園する外国人の子どもが増えているが、外国人保護者と保育士のコミュニケーションがとれないなどの課題が生じてきている（図表7）。

ずひょう みのかもしないほいくえん えんじすう がいこくせきえんじすう へいせい ねん がつ たちげんざい
 図表7. 美濃加茂市内保育園の園児数とそのうちの外国籍園児数 (平成20年4月1日現在)

ほいくえんめい 保育園名	ぜんえんじすう 全園児数	がいこくせき 外国籍 えんじすう 園児数	ほいくえんめい 保育園名	ぜんえんじすう 全園児数	がいこくせき 外国籍 えんじすう 園児数
おおただいちほいくえん 太田第一保育園	51	6	かもがくえん 加茂学園	78	0
おおただいにほいくえん 太田第二保育園	75	3	もりやまがくえん 森山学園	260	24
こびだいちほいくえん 古井第一保育園	136	20	たちばなほいくえん たちばな保育園	55	9
こびだいにほいくえん 古井第二保育園	53	7	みょうおうほいくえん 明応保育園	120	3
やまのうえほいくえん 山之上保育園	55	0	しょうけい 小計	513	36
はちやほいくえん 蜂屋保育園	80	0	ごうけい 合計	1,280	79
かものほいくえん 加茂野保育園	195	4	* 市内保育園の全園児数に対する 外国籍園児の割合 = 6.17%		
いぶかほいくえん 伊深保育園	26	0			
みわほいくえん 三和保育園	18	2			
しもよねだほいくえん 下米田保育園	78	1			
しょうけい 小計	767	43			

また、市内の公立小中学校に在籍している児童生徒のうち日本語指導が必要な児童生徒は小学校で93人、中学校で36人おり、日本国籍を有する者で日本語指導が必要な児童生徒も1人いるなど多様な状況におかれている子ども達が存在する(図表8)。

ずひょう しないくわうりつしょうちゅうがっこうざいせきじどうせいとすう にほんごしどう ひつよう じどうせいとすう
 図表8. 市内公立小中学校在籍児童生徒数のうち日本語指導が必要な児童生徒数 (平成20年4月1日現在)

けい 計		ポルトガル語		スペイン語		タガログ語		ちゅうごくご 中国語		その他	
しょう 小	ちゅう 中	しょう 小	ちゅう 中	しょう 小	ちゅう 中	しょう 小	ちゅう 中	しょう 小	ちゅう 中	しょう 小	ちゅう 中
167	74	139	57	4	2	20	13	1	2	3	0
93	36	79	24	2	2	11	9	0	1	1	0

(上段)母語別在籍外国人児童生徒数 (単位:人)

(下段)上段のうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数

市では転住してきた外国人児童生徒のために、日本の生活や文化などを一定期間集中的に学ぶ共生学級エスペランサを開設して、学校生活に適応できるように初期指導を行っている。また、日本語指導のための加配教員を配置したり、母語で対応ができる支援講師を派遣し担当教員のサポートを行ったりしている。

【課題】

就学年齢前の子どもたちは民間の託児施設に預けられていることが多い。そうした民間託児施設では、保護者の多くが長時間就労をしていることに対応して、早朝から夜遅くまで、子どもを預かり、送迎を行うなどしている。しかし、預けられている子どもたちの実態の把握が出来ていないという課題がある。

また、就学年齢の外国人の子どもには就学義務が課せられていないため、公立学校へ通っていない子どもが、どこで教育を受けているのか把握をすることは難しい。

市内の公立学校においては、急増する外国人児童生徒に指導者が対応しきれない状況がある。日本語指導に関する指導方法も含め、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備が急務である。

一方、市内にはブラジル人学校もあるが、「私塾」扱いであるため、公的な支援がなく授業料が高く保護者の負担が大きいと考えられる。保護者がいずれ帰国することを視野に入れ、母語を重視することを選択した場合には、外国人学校は重要な存在となるが、日本の教育制度との違いのために卒業年齢に差が生じるなど、日本国内において進路などがスムーズに確保されない状況もある。

保護者の都合で来日した子どもたちは、将来どの国に生活の基盤を置くのか、不確かな状況に置かれている。日本語を習得するのか、母語を習得するのかは重要な問題であり、どちらも習得が不十分な状況も生じている。

また、将来の見通しが不安定である中で、学ぶことの必要性や将来に対する確固とした目標を描けずにドロップアウトしてしまう子どもが存在することも課題である。学校を卒業してからの進路や将来の夢など、学ぶ動機付けとしての材料に乏しいことが、学習意欲の減退につながっていることが考えられるため、将来のモデルとなるよ

うな先輩とのふれあいや、意見交換の場を設けることも課題である。

④就労・社会保障

【現状】

日本の在留資格には、大別すると「活動に基づく」ものと、「身分又は地位に基づく」ものがある。当市の外国人市民は「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」という「身分又は地位に基づく」ものが主な在留資格である（P 8（図表6））。この在留資格には、活動の制限がなく製造業に従事している労働者が多い。外国人市民の多くが、人材派遣や業務請負の会社を介した間接雇用として、大手企業の中で働いているのが現状である。

学校と保護者の緊急連絡方法として、「学校ホットライン」が企業と業務請負会社の協力により設置されたり、業務請負会社の事務所を利用したボランティアグループによる日本語講座が開催されたりするなど、企業を巻き込んだ取り組みを行なっている。

【課題】

外国人労働者を雇っている会社と、間接的に労働力を利用して収益を上げている企業には、法令の遵守と、社会的責任が求められる。

社会保障や年金の未加入者が多いことも課題である。現在は労働者として健康に働いて所得もあるため、保険や年金について深刻に捉えてはいないという傾向が見られる。しかし、定住化が進み、高齢になったときに保険や年金に未加入であることがどれだけ影響するかを理解してもらう必要がある。

また、外国人労働者の就労環境は不安定な事が多く、長年継続して勤めても、社会的地位の改善が望めず、雇用の調整弁として、景気の動向によっては突然の解雇も生じる状況に置かれていることもある。新たな技術の取得や研修の機会を設ける等、就労環境の整備が求められる。また、一方で労働者自身も労働条件の優位なところへの移動を厭わないため、企業としてはせっかく指導をしても長続きしないという問題

を抱えている。いずれも不安定な身分のために生じる課題であると考えられる。

⑤ 防災

【現状】

この地域では、東海地震や東南海・南海地震の発生が予測されているが、地震自体を経験したことがない外国人市民もおり、災害前の知識習得や、災害時に関する備えが必要となってくる。

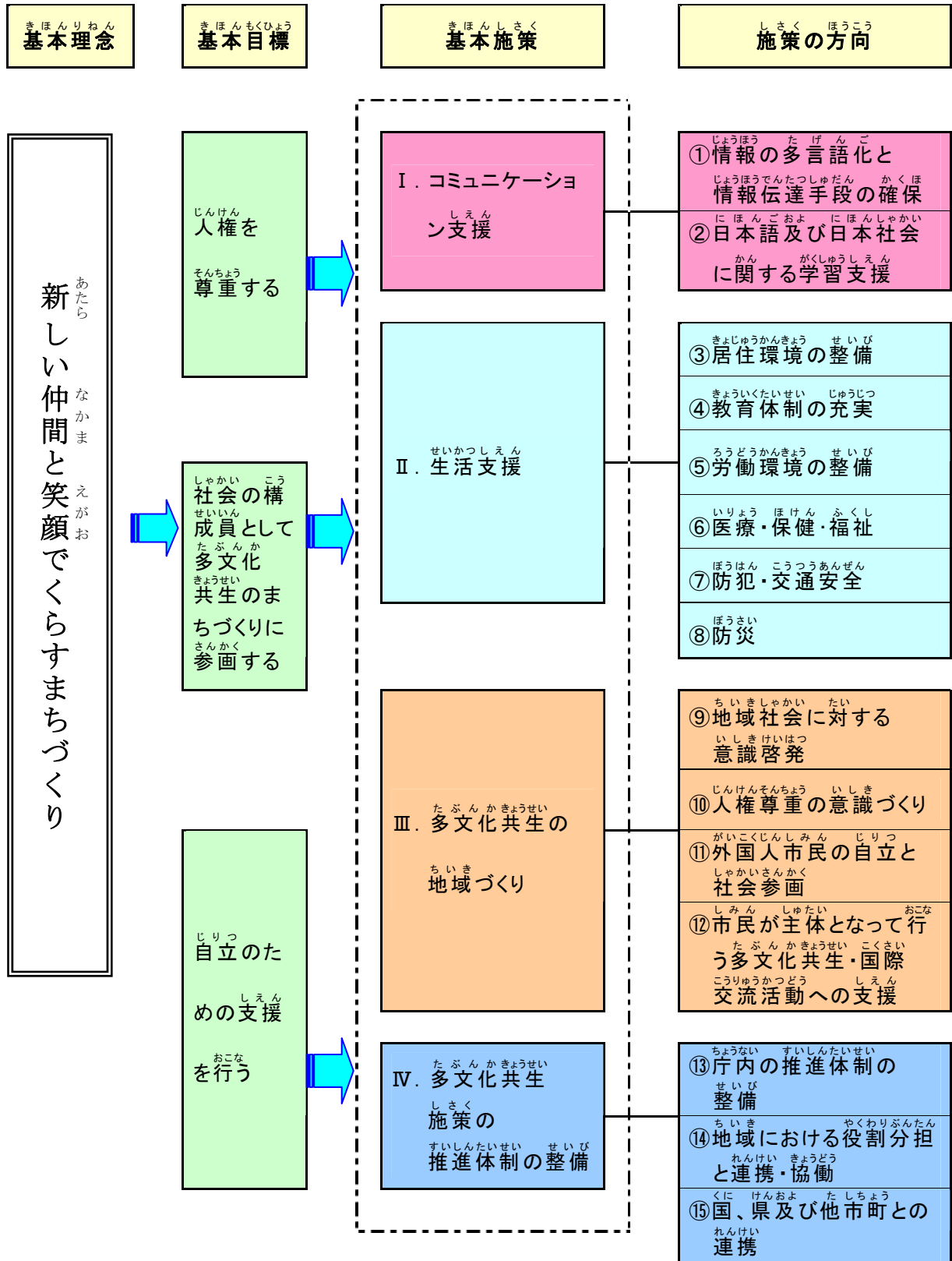
【課題】

外国人市民の所在の把握が制度上難しいことは既に述べたが、実際に居住をしている場合でも地域との連携が密接でないと、災害時の安否確認などの把握は一層困難となる。日頃からの地域社会との関係づくりが重要となってくる。

また、外国人市民は使用言語の違いから避難情報などが得にくいことや、多言語での情報提供、通訳による相談活動など特別な支援を必要とする場合が多く、災害時には要援護者とみなされている。しかし、使用言語の課題が解決されれば、他の災害時要援護者と比較すると、支援する立場に十分まわられる人材がいると思われる。そのような人材をリーダーとして協力してもらうなど、外国人同士が助け合える仕組みを築いておくことも課題となる。

第3章 具体的な考え方

1. 美濃加茂市多文化共生推進プラン施策体系



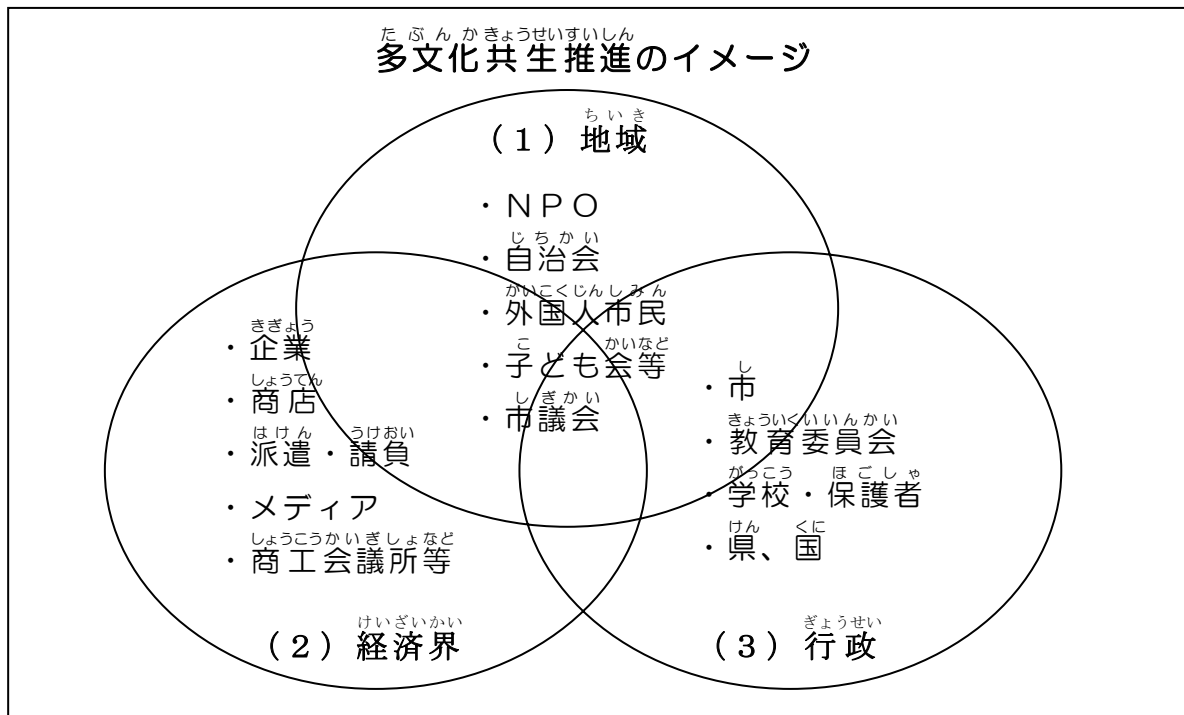
基本理念

「新しい仲間と笑顔でくらすまちづくり」

「新しい」という意味には「時間」、「今まで知らなかった文化・習慣」、などが含まれており、日本人・外国人という枠を超え、誰もが地域の住民として笑顔があふれるまちづくりをめざすものである。

2. 多文化共生推進の担い手の役割

美濃加茂市の多文化共生社会の実現に向けては、地域・企業・行政といった各分野の担い手が、まずは各々の役割（できること）を考え、現状を変える努力や施策に取り組むことから始めなければならない。そのためには、地域・企業・行政において多文化共生の課題に関する正確な情報と改善の方向などについて共有を図ることが大切である。それとともに、既存の地域や行政のイベント等を利用して、日本人と外国人市民が交流できる機会を準備し、相互理解の促進に結び付けていくことも必要である。その際、お互いが共生のパートナーとなるためにも、イベントの準備段階から外国人市民も参画し、一緒にまちづくりを担うよう工夫が必要である。各担い手の役割は以下のとおりである。



(1) 地域

地域における多文化共生を推進するには、地域に暮らす外国人を含む地域の住人はじめ、NPOや自治会といった市民の活動が重要である。

NPOなど市民活動は、まちづくりには不可欠であるが、多文化共生の推進についても、市民活動が占める割合は非常に高いものがある。現在、美濃加茂市には、平成20年4月にNPO法人となった「NPO法人美濃加茂国際交流協会」、平成19年6月には外国人グループとしては、県内ではじめてNPO法人となった「ブラジル友の会」、また、フィリピン人が中心の「アジア友の会」などがある。その他、「在住外国人市民懇談会」、「MINOKAMO日本語会話パートナーズ」などもある。

また、美濃加茂市には自治会が組織されている。自治会が一番小さな共同生活の単位として、平常時はもちろん災害時には大きな役割を担うことになり、外国人市民にとっても一番身近で関わる場所であるが、外国には自治会という組織が存在せず、まずはその存在について情報を提供し、理解を得る必要があり、多文化共生の第一歩と考えられる。

(2) 経済界

外国人労働者を多く雇用する企業は、労働法令の遵守はもちろん、労働者の生活環境や家族の教育などについても配慮をする必要がある。

外国人市民は、人材派遣会社や業務請負会社に雇用されていることが多く、それらの業者はもとより、受け入れている企業にも、社会的な責任（CSR）が強く求められる。すでにCSRの観点から学校支援や、NPO支援を行っている企業の事例もあるので、これらの活動がより広まり、多文化共生の社会づくりの推進に取り組むことが望まれる。

商工会議所は、市内における商工業の総合的な発展を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資するという目的から、地域の多文化共生社会の実現に理解と積極的な参加が望まれる。

また、近年増加している外国人経営者にも商工会議所の理念を理解してもらい、会員となって共に地域社会の福祉増進に資するよう努力されることが望まれる。

(3) 行政

学校・教育委員会・市などは、実施主体となる事業に積極的に取り組み、行政サービスの提供に努めるとともに、地域や企業等との連携や協働により、多文化共生を円滑に推進する。

国においては、外国人の出入国に関しては国の専管事項であることから、改正入管法の施行により地域社会において生じている諸課題を教訓とし、外国人を日本社会にどのように受け入れるかといった基本的な考え方を示すことが望まれる。

第4章 推進にあたって

1. 普及啓発

第3章で述べたとおり、美濃加茂市の多文化共生の推進の担い手は、各分野にわたる。

そこで、プランで示した取り組みと方向性について、それぞれの関係者たちへの周知を図る。

また、地域住民が多文化共生の暮らしやすいまちづくりを進めるためには、行政が全庁的な連携のもとで本プランの推進を図ることも重要である。

2. 進行管理

今後、社会の多文化共生の潮流を注視し、①進捗状況を点検・評価する、②新たな取り組みの提案もしくは取り組みの見直しを提言するなど、プラン推進の強化の役割を担う市民らによる「美濃加茂市多文化共生推進協議会」(仮称)を設立して、時代の変化に対応した進行管理を行う。